

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

第21準備書面

一あるべき新たな司法判断の枠組み一

2014年(平成26)年4月18日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明

外



第1 求められる新たな司法判断の枠組み

1 福島第一原発事故後、改めて原発被害の甚大さ、科学技術の限界・科学的不確実性が実感され、これまでの原発訴訟における司法の対応・判断枠組みの見直しが巻き起こっている。今、切実に、原発訴訟における新たな司法判断の枠組みが求められている。

この新たな司法判断の枠組みの構築にあたっては、第20準備書面で述べたとおり、福島第一原発事故後の司法の反省と変化、トランス・サイエンス（科学に問うことはできるが、科学だけでは答えることのできない問題）、科学の不確実性とその限界、科学と裁判の違いを十分に認識する必要がある。科学と裁判の違いを認識したうえで、科学の不確実性を踏まえ、社会正義や公平の観点から、司法の判断を示す必要がある。

2 民事差止訴訟の一般原則（①具体的危険性についての立証責任が原告にあり、かつ、②求められる証明度が高度の蓋然性である）をそのまま当てはめてしまえば、原発訴訟において、証拠の偏在や科学的不確実性等から、原告に過度に重い証明の負担を負わせることになってしまう。求められる新たな判断枠組みは、そのような証拠の偏在や科学的不確実性、ひとたび事故が起きたときの被害の甚大さ、それ故の誤判リスクの分配をどうするのが適正か、さらには、福島第一原発事故後の社会情勢を踏まえたものでなくてはならず、そのためには原告の証明の負担を軽減し、福島第一原発事故後の社会が納得するような司法判断の枠組みでなければならない。それでこそ、先にも述べた社会正義や公平の観点に合致するのであり、今日の社会において司法への信頼を確保することが可能となる。

3 そして、そのような判断枠組みは、既に様々な形で議論されている。

ここで新たな司法判断の枠組みを構築する前提として、以下の2つの点に十分留意する必要がある。

まず、新たな判断枠組みの構築と言っても、これまでにないような大上段に振りかぶった議論をするわけではないという点である。逆に、ここで行われる議論は、例えば、伊方最高裁判決の趣旨を正しく理解した上で、同判決が積み残した部分に具体的な内容を盛り込む（福島第一原発事故前に言い渡された同判決を、福島第一原発事故後の現在の社会的・法的要請に最大限合致するように解釈し、あるべき具体的な意味内容を盛り込む）、原告が立証すべき命題を従来のものよりも緩やかなものに再構築する（「具体的・現実的危険」から「具体的危険の合理的可能性」といった立証命題に再構築する）、あるいは、証明度軽減の法理からのアプローチなど、これまでの判例実務や理論を踏まえた、いわば地道な議論である。

次に、新たな司法判断の枠組みを検討するに際して、①立証責任、②立証命題、③証明度の3つを意識しつつ検討すべきということである。もちろん、こ

れらの3つは密接に関わり、実際の場面では明確に分離しがたい面もありうるが、検討をするうえで区別を意識することは、問題を理解するうえで有益である。

4 以下では、「伊方最高裁判決からのアプローチ（第2）」、「立証命題の再構築の観点からのアプローチ」（第3）、「証明度軽減の法理からのアプローチ」（第4）の順で述べる。

第2 伊方最高裁判決からのアプローチ

1 伊方最高裁判決における原発に対する基本的考え方

伊方最高裁判決は、行政訴訟における判断であるが、同判決で述べられている原発訴訟に対する視点、原発を巡る法規制の趣旨及び立法事実等は、行政法固有の問題ではなく、原発を巡る法規制一般がどのようなものであるべきかという問題に関わるものであるから、同判決の趣旨は、民事差止訴訟にあっても十分に尊重されるべきものである。

同判決において、最も注目すべき点は、同判決が原子炉の設置について許可制が採用されていることを始め、原発の設置・運転に関連して、様々な法規制が用意されている趣旨を、「原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼動により内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため（下線部引用者による。以下同じ）、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術

的見地から十分な審査を行わせることにあるものと解される。」と明確に判示している点である。

ここで述べる「周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあること」とは、具体的に言えば、原発災害の特殊性を述べるものである。すなわち、既に原告らの第16準備書面で述べたとおり、福島第一原発事故からも明らかのように、原発災害による被害は、①「コミュニティを破壊」し、②放射線による障害という「回復不可能な被害」を生じさせ、③日本のみならず大気汚染や海洋汚染など地球規模の「広範囲」に及び、④プルトニウムの半減期に代表されるように「被害の長期間性」という4つの特殊性を持つ。このような他の災害では見られない甚大かつ回復不能な被害が生じるからこそ、伊方最高裁判決は、「災害が万が一にも起こらないようにする」という、安全側に立った視点から厳格な事前規制の必要性を強調する判示をしたというべきである。

2 伊方最高裁判決における主張・立証責任と民事差止訴訟

(1) 伊方最高裁判決は、主張・立証責任について、「原子炉設置許可処分についての右取消訴訟においては、（中略）被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点あることが事実上推認されるものというべきである。」と判示する。

これは行政訴訟（取消訴訟）における主張・立証責任についての判断ではあるが、民事差止訴訟についても、この主張・立証責任についての基本的考

え方は妥当するというべきである。なぜなら、伊方最高裁判決は、「資料をすべて被告行政府の側が保持していることなどの点を考慮」して上記のとおり判示するものであるが、①被告側が資料をすべて保持している点、②専門的知識を被告側が圧倒的に有している点、③原発災害の特殊性、またそれ故に「災害が万が一にも起こらないようにする」という原発をめぐる諸規制の趣旨が当てはまる点は、いずれも民事差止訴訟においても基本的に変わらないからである（なお、②及び③は上記の「など」の中に読み込むことが可能である。）。

(2) 伊方最高裁判決を民事差止訴訟に素直に当てはめると、以下のようになると考えられる。

すなわち、原告側が当該原子炉の特定の安全性に問題があることについてある程度具体的な手がかりを争点提示的に主張した場合には、「被告側において、当該原子炉の安全性に欠ける点がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証すべきであり、被告がそのような主張、立証を尽くさない場合には、当該原子炉の安全性に欠ける点があることが事実上推認される。」と考えられる。

伊方最高裁判決の判示については、立証責任を転換したものとする見解（甲B247（伊藤滋夫・環境要件事実研究会発言『環境法の要件事実』）46頁以下、甲B248（保木本一郎「伊方最高裁判決判例批評」法教150号66頁）など）や客観的立証責任は原告にあるとしつつ事案解明義務を認めたものとする見解（甲B249（竹内守夫「伊方原発訴訟最高裁判決と事案解明義務」木川古稀1頁））など見解は分かれている。しかし、真の問題は、上記の伊方最高裁判決の判断手法の先、すなわち、「安全性に欠ける点がないこと」の具体的意味内容や、被告にどの程度の立証が求められているか（安全性審査に関する司法審査の審査密度）という点にこそあるというべきである。

3 従来の裁判例の問題と伊方調査官解説のミスリード

- (1) ところが、女川一審判決（仙台地判平成6年1月31日判例タイムズ850号170頁）をはじめとする従来の裁判例は、事業者側に、「安全性に欠ける点のないこと」を立証させるという伊方最高裁判決の判断枠組みを採用しておきながらも、この「立証が尽くさ」れたことを安易に認めてきた。すなわち、「当該原子炉施設が原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って設置運転されていること」（浜岡一審判決（静岡地判平成19年10月26日））や「安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしていること」（志賀2号機控訴審判決（名古屋高裁金沢支判平成21年3月18日判例時報2045号3頁））さえ立証すれば、「安全性に欠ける点がない」と判断してしまったのである。しかし、被告が立証すべき事実のレベルをこのように低いレベルに設定することは、「（当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射線によって汚染するなどの深刻な）災害が万が一にも起こらないようにする」とする伊方最高裁判決の趣旨に反することは明らかである。
- (2) 従来の裁判例の多くがこのような考え方を踏襲してきた背景には、伊方最高裁判決の調査官解説（甲B240（最高裁判所判例解説民事編平成4年度399頁以下）、以下「伊方調査官解説」という。）が、伊方最高裁判決の意義を歪めるような誤った解釈を行い、それ以後の下級審裁判例をいわばミスリードしたという事情が存する。
- すなわち、伊方調査官解説は、過去の下級審裁判例を3つ挙げた上で、「本判決は…（立証責任論について—原告注）下級審裁判例の見解と基本的には同様の見地に立って…判示したものであろう」と述べた上、下級審裁判例の見解を「まず、被告行政庁の側において、その裁量的判断に不合理な点がないこと、すなわち、その依拠した具体的審査基準及び当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした判断に一応の合理性（原告強調）があ

ることを…主張立証する必要があり」とまとめ、「不合理な点がないこと」という伊方最高裁判決が提示した本来の要証事実を「一応の合理性があること」という低いレベルの事実に言い換えたのである（甲B240・426～427頁）。

(3) この伊方調査官解説の上記理解は、伊方最高裁判決以前の下級審裁判例（被告側の主張・立証を緩やかに解する立場が必ずしも一般的だったわけではなく、調査官自身が引用する3つの下級審裁判例のうち2つは被告側に高度の主張・立証を求めるものであった。）の解釈を誤り、さらに、判文には存在しない「一応の合理性」などという概念を持ち出し、「深刻な災害を万が一にも起こさないようにする」という伊方最高裁判決の趣旨に反する誤った解釈をするという、二つの明確な解釈の誤りを犯した。

被告の立証すべき内容が「一応の合理性」という低いレベルのものであるとすれば、被告は容易にこれを「立証」できてしまうことになる。その場合、他方で、原告は人格権等の侵害の具体的危険性があることの立証を尽くさなければ（証拠の偏在や高度の専門性・科学的不確実性等の事情から、実際には容易ではない）、「真偽不明＝安全かどうか分からぬ」にも関わらず、「請求棄却＝安全かどうか分からぬまま原発の運転が続く」ことになり、「災害が万が一にも起きないようにする」という伊方最高裁判決の趣旨に反する結果になる。

結局、伊方調査官解説のこのような考え方及びその影響を受けたと考えられる従来の下級審判決のような立場では、被告に「安全性に欠ける点がないこと」の「立証」を尽くすように求めることの意味も無きに等しくなってしまう。

このような誤った解釈は、断じて許されるべきではない。ことに、福島第一原発事故後の現在、再びこのように「安全性に欠ける点がないこと」の具体的意味内容を低いレベルのものとしたり、被告に求められる立証の程度

(安全性審査に関する司法審査の審査密度) を低いレベルに設定するのでは、司法に対する国民の信頼を大きく損なう結果になると言わざるを得ない。

唯一、伊方最高裁判決の趣旨に忠実な判決は、原発の差止めを認めた後述の志賀2号機1審判決（金沢地判平成18年3月24日判例時報1930号25頁）である。

4 「安全性に欠ける点がないこと」の「中身」について

(1) はじめに

では、「災害が万が一にも起こらないようにする」という伊方最高裁判決の趣旨を踏まえ、「安全性に欠ける点がないこと」の具体的意味内容や、被告にどの程度の立証が求められているか（安全性審査に関する司法審査の審査密度）という「安全性に欠ける点がないこと」の「中身」の問題についてどのように考えるべきか。

この「中身」（伊方最高裁判決の中では「不合理な点のないこと」の中身）の問題については、伊方最高裁判決は明示的には述べていない。したがって、「安全性に欠ける点がないこと」の「中身」は、伊方最高裁判決の上記判示をどう理解するか（どう解釈するか）に関わってくる。

(2) 被告が立証すべき「安全性に欠ける点がないこと」

ここで要求される「安全性に欠ける点がないこと」とは、前述した「当該原子炉施設が原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って設置運転されていること」や「安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしていること」などの「一応の合理性」というような低いレベルの事実ではありえない。

ここでも、伊方最高裁判決の「（当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射線によって汚染するなどの深刻な）災害が万が一にも起こらないようにする」という判断は極めて重要であり、これに沿った解釈をすべきである。「安全性」の意味内容

は、上記趣旨に沿って、福島第一原発事故による悲惨な体験をした現状を前提とすれば、「福島第一原発事故のような重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらないようにするための安全性」という意味での「絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性」というべきである。

「一応の合理性」程度の低いレベルの事実では「重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらない」とは到底言えない。以上のこととは、既に原告第11準備書面で詳述したとおりである。

このように原告らが主張しているのは、いかなるミスも許さない文字どおりの絶対的安全という意味ではなく、「万が一にも福島第一原発事故のような悲惨な事故（過酷事故）・重大な災害を起こしてはならない」という意味であり、そのことは、社会全体のコンセンサスを得られるはずである。むしろ、このような意味での「絶対的な安全性あるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性」が福島第一原発事故後の社会で求められているというべきである。

結局、被告が立証すべきは、「安全性（福島第一原発事故に代表されるような深刻な災害を万が一にも起こさないようにするという意味での安全性）に欠ける点がないこと」なのである。

(3) 被告が立証すべき程度

ここで被告が立証すべき程度も問題になるが、上記のとおり、伊方最高裁判決は、「原子炉設置許可処分についての取消訴訟においては、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさな

い場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点あることが事実上推認されるものというべきである。」と判示する。

このように、伊方最高裁判決は「立証」と述べており、ここに言う「立証」を通常の立証と別異に解する理由はない。特に、福島第一原発事故で危険性が明らかになった事項（その最たるもののが地震により惹起される危険性であった。）については、求められる立証の程度は相当程度厳格なものが求められるというべきである。そして、そのように解することは、後に述べるように、原発被害の甚大さや証拠の偏在、当事者間の公平等に照らし、実質的に見ても極めて適正な解釈である。

5 小括

- (1) 以上述べたとおり、原発民事差止訴訟においては被告が「当該原子炉の安全性に欠ける点がないこと」を立証できたか否かを中心に審理は行われるが、ここで被告が立証すべき「安全性に欠ける点がないこと」の中身は「福島第一原発事故のような深刻な災害を万が一にも起こさないようにするという意味での安全性に欠ける点がないこと」であり、被告がなすべき「立証の程度」も相当程度厳格なものが求められるというべきである。
- (2) このように解すると、実際の訴訟の場面では、以下のように審理が進むものと思われる。まず、原告側が当該原子炉の特定の安全性に問題があることについてある程度具体的な手がかりを争点提示的に主張する。これに対して、被告は、志賀原発の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠、資料にもとづき主張立証を行わなければならない。ここでいう「安全性に欠ける点がないこと」とは、どんな小さな事故や危険も生じないということではなく、「福島第一原発事故に代表されるような深刻な災害が万が一にも生じない」という事実である。他方で、前記のとおり、国の定めた基準に適合するといった低いレベルの事実（「一応の合理性」程度の事実）では足りず、志賀原発の危険性に対する原告の主張を排除する特段の合理性が必要である。

被告がこのような事実の主張・立証を尽くさない場合は（つまり立証できなかつた場合）は、「安全性に欠ける点」があり原告らの人格権等の侵害の「具体的危険性」があることが事実上推認される（つまり事実上認められる）ことになる。他方、原告側は、被告が上記事実の主張・立証活動を行うのに対して、その主張・立証を否定するための活動を行うことになる。例えば、福島第一原発事故後に明らかとなつた地震により惹起される危険性について、具体的危険を肯定する説（A説）とこれを否定する説（B説）とがある場合に、被告側において、相当の根拠、資料に基づきA説の合理性を否定する（A説が述べる具体的危険性を払拭する）ための主張・立証をする必要があり、被告がそのような主張・立証を尽くさない場合には、当該原子炉の「安全性（福島第一原発事故に代表されるような深刻な災害を万が一にも起こさないようにするという意味での安全性）」に欠ける点があり、原告らの人格権等が侵害される具体的危険性が推認される。

(3) 以上のような解釈は、原発被害の甚大さ、証拠の偏在、科学的不確実性、当事者間の公平（科学的不確実性がある場合に、原告に具体的危険の要求すなわち危険・リスクを確定することの要求まですることは、不安・恐怖感の原因を作り出しているのはまさに被告であることからすれば、公平の観点から問題である。）及び誤判リスクの分配（本来差止めるべき危険性を有する原発を差止めなかつたという方向での誤判の場合に、取り返しがつかない。）の観点からみて、極めて合理的であり、原子炉に関する法規制が用意されている趣旨を「原子炉による深刻な災害が、万が一にも起こらないようにするため」と明示した伊方最高裁判決の趣旨に合致するものであるばかりではなく、福島第一原発事故後の社会的要請にも合致するというべきである。

第3 立証命題の再構築という観点からのアプローチ

1 このような伊方最高裁判決からのアプローチとは別に、福島第一原発事故後

の新たな司法判断の枠組みとして、立証命題の再構築という観点からのアプローチがある。これは、仮にいわゆる客観的立証責任が原告にあるとした場合において、原告が立証しなければならない立証命題はそもそもどのようなものかという観点からのアプローチである。

2 立証命題の再構築（原告の立証命題）

原告の立証命題は従来「具体的危険性」と言われてきた。ここで言う「危険性」の意味が問題となるが、これは、「安全性」のいわば裏返しとなる。

原発に求められる安全性が、「福島第一原発事故のような重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらないようにするための安全性」という意味での「絶対的あるいはそれに準ずる程度の極めて高度な安全性」であることは、既に述べてきたとおりである。そうすると、原告が立証すべき「危険性」は「安全性（福島第一原発事故のような重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらないようにするための安全性）に欠ける点があること」ということになる。

そして、このことが具体的に意味するところは、次のように言える。

原発に求められる安全性が上記のような意味での絶対的あるいはそれに準ずる程度の極めて高度なものとすると、その裏返しとしての原告が立証すべき「具体的危険性」の内容は、その具体的危険性の程度が相当程度低いものであったとしても、その危険性があれば（合理的危険性があれば）それで足りるというべきである。

なぜなら、福島第一原発事故のような重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらないようにするという意味での安全性を求める以上は、具体的危険性の程度が相当程度低いものであっても、その合理的可能性がある限り、安全側に解する必要があるからである。

言い方を変えれば、「具体的危険の合理的可能性」があれば、「重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらないようにするという意味での絶対的あるいはそれに準ずる程度の極めて高度な安全性」があるとは言えない。

したがって、従来、原告の立証命題は、「具体的危険性」と言われてきたが、実際には、「具体的危険の合理的可能性」ということになる。

3 既に原告らの第20準備書面の4頁以下に述べたとおり、かつての原発裁判を担当し、住民らの請求を棄却してきた元裁判官らが、福島第一原発事故を受けて自らが下した請求棄却判決の重みに苦悩しているが、このような元裁判官らの苦悩、反省の上に立って今後のるべき司法判断の枠組みとして提言を行っているところも、原告らが主張する上記の立証命題の再構築（「具体的・現実的危険」から「具体的危険の合理的可能性」への立証命題の再構築）と同様の問題意識に立つものである。

すなわち、関西電力・高浜原発2号機訴訟一審裁判長海保寛は、「福島の事故を見た後の原発訴訟では、これまで想定にくかったこと、あるいは想定にくくなかったことまで考えざるを得なくなるでしょう。それと同時に、差止請求の場合の『危険の切迫』という要件も、従来のようなメルトダウンに至る切迫した『具体的危険』という厳格なものではなく、もっとゆるやかなものになっていくと思います」と述べている。

また、東京電力・福島第二原発3号機訴訟二審裁判長の鬼頭季郎も、「これまで原告に『具体的・現実的危険』があることを立証するよう求められていたため、勝つことはなかなか難しかった。しかし今後は『具体的かつ想定可能な範囲の危険』があることを立証できれば良いという、ゆるやかな基準になることも考えられます。原子炉の設置を認めた行政処分を巡る訴訟でも、裁判所は『著しく不合理』という基準ではなく、『不合理』と認められるなら取り消すという基準に変わっていくかもしれませんね」と述べている。

これら両名の元裁判長が述べている内容は、突き詰めれば原告らが主張するように立証命題を「具体的・現実的危険」から「具体的危険の合理的可能性」として再構築するということに他ならない。

4 このような立証命題の再構築という観点からのアプローチから導かれる「具

体的危険の合理的可能性」という立証命題の立て方は、原発被害の甚大さ、証拠の偏在、科学的不確実性や当事者間の公平及び誤判リスクの分配の観点からみて極めて合理的であり、福島第一原発事故後の法的・社会的要請に合致するばかりでなく、第2で述べた伊方最高裁判決の趣旨及びそこから導かれる伊方最高裁判決からのアプローチに符合するものである。

第4 証明度軽減の法理からのアプローチ

1 以上のようなアプローチとは別に、福島第一原発事故後の新たな判断枠組みとして、証明度軽減の法理からのアプローチがありうる。

証明度軽減の法理は、証拠の偏在が著しく、かつ現代の科学水準では証明困難な争点を抱える現代型訴訟などについて、実質的公平及び実体的正義の観点から一定の場合に証明度を軽減する理論である。

このような考え方も、求められる新たな司法判断の判断枠組みとして、極めて有用かつ適切である。

一般に、民事事件においては、証明度として「高度の蓋然性」が求められている。

そもそも、「高度の蓋然性」が求められている根拠は、以下の点である。

- i 現状を変更しようとする者に一定の負担を課すのは仕方がない。
- ii 当事者間の公平や誤判のリスクの分配方法として妥当である。

しかしながら、原発被害の甚大さに鑑みると、誤判リスクの分配方法として、高度の蓋然性ではなく、優越的証明度でも良いのではないかとの考えも十分ありうる。

また、証拠の偏在、科学的不確実性、当事者間の公平という観点からも、高度の蓋然性まで求める根拠が当てはまらないと言いうる。

このような問題意識のもとで、以下に述べる証明度軽減の法理は、まさに原発訴訟に当てはまる理論と言える。

2 証明度軽減の法理

(1) 証明度軽減の法理

証明度軽減の法理について、加藤新太郎裁判官は、概要、以下のように述べる（甲B250（ジュリスト1013号131頁以下）、甲B251（「手続裁量論」124頁以下）参照）。

要証事実（争点事実）が例外のない科学的因果法則によって証明され得る場合と例外のある一般的経験則によって証明され得るもの、統計学的経験則によってしか証明され得ないものの場合は、同じく「証明＝高度の蓋然性の認識」と言っても、そのニュアンスはおのずから異なる。また、現代型訴訟に象徴されるような当事者対等が実質的に維持されていない上に証拠の偏在が著しい訴訟が現れている現実を考慮すれば、証明度を軽減しなければ、かえって当事者の実質的公平及び実体的正義に反する結果を招くケースがあり得る。このような理解を前提とすれば、理論的には、例外的に原則的証明度を軽減することにより立証者の負担を軽減する余地のあることを肯定せざるをえない。

ただし、他方において、民事訴訟における実体的真実発見の要請を考慮すると、証明度軽減の例外を安易に認めることは適当とはいえない（甲B250・133頁）。

(2) 証明度軽減の要件

このように述べたうえで、加藤裁判官は、実践的場面において証明度軽減を許容するためのガイドラインとして、以下の3つの観点からの相当性テストを述べる。

- ① 事実の証明が困難であるのは事柄の性質の故か。
- ② 証明困難である結果、実体法の規範目的・趣旨に照らして著しい不正義が生じるか。
- ③ 原則的証明度ないしそれと等価の立証をさせる代替手法は工夫できな

いか。

証明度軽減を考慮する際の重要な要素として、まず証明の困難性を挙げるべきであるが、それは現代の科学技術水準の限界などに由来するものであつて、当事者に対して原則的証明度を要求することが客観的にみて期待可能性が乏しい場合でなければならないであろう。①は、当事者の怠慢・不熱心な証拠収集態度など当事者にその責任を帰せられる要因で事実の証明が困難となっているケースを排斥する趣旨である。②は、証明度軽減はあくまでも例外であるから、原則的証明度を求めるこことによって生じ得る不正義の「著しい」ことを要求して限定する趣旨である。③は、①、②のテストをパスしても直ちに証明度軽減の方向に赴くのではなく、証明主題の特徴と証明方法とを検討することにより立証者に負担可能な証明方法が他に工夫され得る場合には、それによらしめるという趣旨である。例えば、疫学的証明方法や統計学的証明方法などがこれである。疫学的証明は、病理学的・生物学的経験則と場所的・時間的広がりを前提とした統計学的分析とが基礎になっており、証明主題の性質上この方法によって高度の蓋然性の有無の認識が十分可能であるから、決して原則的証明度が軽減されているものではないのである（同133頁）。

(3) 証明度軽減の効果（甲B251・147頁）

証明度軽減を認める場合の効果は、基本的に原則的証明度の証明ができた場合と同様である。

そして、加藤裁判官は、証明度軽減を認める場合の下限は、原則として、「証拠の優越レベル」と解するのが相当であろうと述べ、その理由として、「五分五分よりは上といったあたりを限度にしないと、ルーズな事実認定の歯止めにはなりえないと思われるからである。」とする。この例外として、「証拠の優越にも達しない場合においても、」上記要件①②の顕著性を条件として、「証明度軽減を認めることがあってもよいであろう」と述べる。

(4) 裁判例

加藤裁判官は、水俣病東京訴訟第1審判決（判タ782号65頁）における個別的因果関係の判断は、原則的証明度を軽減したものであり、この具体的争点事実は、証明度軽減を許容してよい場合にあたるといえるとする（甲B250・133頁～134頁）。

また、これ以外にも、証明度軽減の法理と同様のアプローチをとる裁判例として、以下の裁判例があげられる。民事差止訴訟において唯一原発の差止めを認めた志賀原発運転差止め民事訴訟の金沢地裁判決（平成18年3月24日判決、判例時報1930号25頁、詳細は後述）、長良川河口堰建設差止訴訟控訴審判決（名古屋高裁判決平成10年12月17日、判例時報1667号3頁、「本件堰のゲート扉の閉鎖による人格権侵害の具体的危険の存在に関する立証責任は、民事訴訟の一般原則に従い、控訴人らに帰属するものと解すべきである。ただ、本件で一部争点となっている災害時の危険に関しては、控訴人らにおいて、本件堰の安全性に合理的疑いがあること及びそれにより控訴人らの人格権侵害の結果が生じることを立証する必要があり、右の合理的疑いの立証に対しては、本件堰を建設、運用する被控訴人において、科学的、専門的技術的な調査に基づき、具体的根拠を示して安全性に欠ける点がないことを立証する必要がある」）、丸森町廃棄物処分場に関する仙台地裁平成4年2月28日決定（判例時報1429号109頁、「本件のように、一般の住民が、専門業者を相手として、業者の営業に関して生じる健康被害・生活妨害を理由に、操業差止めを求めている事案においては、証明の公平な負担の見地から、住民が侵害発生の高度の蓋然性について一応の立証をした以上、業者がそれにもかかわらず侵害発生の高度の蓋然性のないことを立証すべきであり、それがない場合には、裁判所としては、侵害発生の高度の蓋然性の存在が認められるものとして扱うのが相当である」）等である。

すなわち、証明度軽減の法理は、裁判例の中でもその考え方が取られてきたものである。

3 証明度軽減の法理がまさに原発訴訟に当てはまること

以上のような証明度軽減の法理は、まさに原発訴訟にこそ最も良く当てはまると言える。すなわち、原発訴訟は現代型科学訴訟の最たるものであり、現代の科学技術の限界、立証の困難性、証拠の偏在等の観点から、証明度軽減の法理が最も良く当てはまる訴訟である。

相当性テストの「①事実の証明が困難であるのは事柄の性質の故か。」は、原発訴訟においては容易に当てはまると言える。事業者が施設の設置・管理を推進し、人的資源、資料等を独占し、原告はこれらに容易に接近することはできないからである。また、「②証明困難である結果、実体法の規範目的・趣旨に照らして著しい不正義が生じるか。」のテストについても、原発に対する法的諸規制の趣旨が、伊方最高裁判決が述べているとおり、「原子炉による深刻な災害が、万が一にも起こらないようにすること」であることに照らせば、証明困難である結果、実体法の規範目的・趣旨に照らして「著しい不正義」が生ずることは明白である。すなわち、証明度を軽減せず証明困難を放置した結果、本来、差止められるべき危険性を有する原発が「真偽不明」のために差止められず、その結果運転を継続し続けたために重大な事故が発生したという場合、もはや取り返しのつかない事態に陥ることは、福島第一原発事故の悲惨な体験から明らかであり、そのような事態を避けることこそが、原発に対する諸規制の趣旨である。原発訴訟においては、この②のテストも容易に当てはまる。残る「③原則的証明度ないしそれと等価値の立証をさせる代替手法は工夫できないか。」に関しても、原発訴訟において、疫学的証明や統計学的証明などの立証手法は当てはまらず、その他の代替手法も考え難い。

このように、証明度軽減の法理は、原発訴訟においてこそ、最も良くあてはまるのである。

また、原発訴訟では、以上で述べたところからすれば、①②の要件の顕著性は明らかであり、「証拠の優越レベル」に達しない場合であっても、証明度軽減を認めて良い場合に当てはまりうるというべきである。

4 証明度軽減の法理と金沢地裁判決—歴史が証明した、るべき判断枠組み—
そして、原発訴訟において、実際にこの法理に極めて近い（実際にはほぼ同様と考えられる）判断枠組みをとった判決が、民事差止訴訟において唯一原発の差止めを認めた志賀原発運転差止め民事訴訟の金沢地裁判決（平成18年3月24日判決、判例時報1930号25頁）である。この判決は、以下に述べるように地震の危険を理由に、原告の請求を認容した。そして、この金沢地裁判決は、福島第一原発事故という極めて悲惨で残念な形ではあるが、その正しさが歴史的に証明されたといえる。

したがって、我々は、不幸な形ではあったが、歴史が証明したるべき判断枠組みとして、この金沢地裁判決の枠組みに沿って、新たな司法判断の枠組みを構築するべきである。

金沢地裁判決は、概要、以下のように述べている。

- ① 人格権に対する侵害行為の差止めを求める訴訟においては、差止請求権の存在を主張する者において、人格権が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることを主張立証すべきであり、このことは、本件のような原子炉施設の運転の差止めの可否が問題となっている事案についても変わることはない。（中略）原告らは、本件原子炉の運転により、原告らが規制値を超える放射線被ばくする具体的危険があることを主張立証すべきことになる。
- ② 他方、原子力発電所は大量の放射性物質を内蔵しており、電気事業者が何らの制御策も放射線防護も講じることなくこれを運転すれば、周辺公衆が大量の放射線を被ばくするおそれがあるところ、被告は、高度かつ複雑な科学技術を用いて放射性物質の核分裂反応を制御しながら臨界を維持するよう本件原子炉施設を設計するとともに、多重防護の考え方に基づいて各種の安全

保護設備を設計しており、本件原子炉におけるこれらの安全設計及び安全管理の方法に関する資料は全て被告が保有している。

これらの事情にかんがみると、原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被ばくする具体的な可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点から、被告において、原告らが指摘する「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」が存在しないことについて、具体的な根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」の存在を推認すべきである。

③ 本件原子炉の運転により、原告らが許容限度を超える放射線を被ばくする具体的危険が認められるか。

上記のように、本件原子炉施設の耐震設計については、その手法である大崎の方法の妥当性自体に疑問がある上、その前提となる基準地震動 S 2 の設計用模擬地震波を作成するについて考慮すべき地震の選定にも疑問が残るから、本件原子炉敷地に、被告が想定した基準地震動 S 1、S 2 を超える地震動を生じさせる地震が発生する具体的な可能性があるというべきであり、これに 6 で検討した結果を併せ考えると、原告らは、本件原子炉が運転されることによって、本件原子炉周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする具体的な可能性があることを相当程度立証したというべきである。

これに対して、本訴において被告がした主張立証は、耐震設計審査指針に従って本件原子炉を設計、建設したことに対する重点が置かれ、原告がした耐震設計審査指針自体に合理性がない旨の主張立証に対しては、積極的な反論は乏しく、現在調査審議が継続中の耐震設計審査指針の改定が行われれば、新指針への適合性の確認を行うと述べるに止まった。

なお、本件原子炉の耐震設計は、平成 11 年 3 月に原子力安全委員会の安

全審査に合格した。しかしながら、前記第2の2（2）で述べたとおり、上記安全審査を経たからといって直ちに本件原子炉の安全設計に欠けるところがないとは即断できないところ、（証拠略）によれば、本件原子炉の安全審査は、耐震設計審査指針にしたがってなされたものであり、平成12年10月6日の鳥取県西部地震、その後公表された地震調査委員会による邑知潟断層帯に対する評価や平成17年宮城県沖地震によって女川原子力発電所敷地で測定された最大加速度振幅等の情報が前提とされていないことが認められるから、本件原子炉の耐震設計が上記安全審査に合格しているからといって、本件原子炉の耐震設計に妥当性に欠けるところがないとは即断できない。

以上の被告の主張、立証を総合すると、原告らの立証に対する被告の反証は成功していないといわざるを得ない。よって、本件原子炉が運転されることによって、周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする具体的危険が存在することを推認すべきことになる。

このような金沢地裁判決の判断枠組みは、原告がなすべき証明度を軽減しているのであり、実質的には証明度軽減の法理に沿ったものである。

そして、上記地震に関する③の判示は、（不幸なことではあるが）その後に発生してしまった福島第一原発事故を予言するかのような正しい判断であった。

5 福島第一原発事故後に我々が取るべき判断枠組み

証明度軽減の法理にしたがって、このような金沢地裁判決と同様の判断枠組みを取ることは、福島第一原発事故後の社会情勢に極めて沿っているとともに、被害の甚大さを前提に誤判リスクの分配、証拠の偏在、科学的不確実性及び当事者間の公平のいずれの観点から見ても、極めて妥当である。

したがって、「原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点から、被告において、原告らが指摘する『許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険』

が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記『許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険』の存在を推認すべきである。」との判断枠組みが取られるべきである。

中でも、福島第一原発事故により、危険性が現実化した問題（その最たる例が「地震」である）については、相当性テストの①②の要件の顕著性は明白であり、「証拠の優越レベル」にまで至らない場合であったとしても「具体的危険の合理的可能性」があれば、証明度軽減が認められるべきである。例えば、地震について、具体的危険を肯定する説（A説）とこれを否定する説（B説）とがある場合に、A説の方が優位とまで言えなくとも、A説の合理性が否定できず具体的危険を払拭できない程度に、原告がA説の合理性を立証したときは、「具体的危険の合理的可能性」があると言え、証明度軽減が認められるべきである。

このような証明度軽減の法理のアプローチから導かれる、人格権侵害の「具体的危険の合理的可能性」が証拠によって認められる場合には、人格権ないし環境権侵害の具体的危険性が立証されたことになるという結論は、第3で述べた立証命題の再構築の観点からのアプローチとほぼ同義と言ってよい。そして、この結論は、原発被害の甚大さ、証拠の偏在、科学的不確実性や当事者間の公平及び誤判リスクの分配の観点からみて極めて合理的であり、福島第一原発事故後の法的・社会的要請に合致するばかりでなく、第2で述べた伊方最高裁判決の趣旨及びそこから導かれる伊方最高裁判決からのアプローチにも符合するものである。

第5 新たな判断枠組みと具体的あてはめ

- これまで原発差止訴訟の新たな判断枠組みを、伊方最高裁判決からのアプローチ（第2）、立証命題の再構築の観点からのアプローチ（第3）及び証明度

軽減法理からのアプローチ（第4）の順で述べてきた。

ここでは地震の「震源を特定せず策定する地震動」を例として新たな判断枠組みを具体的にあてはめるとどうなるのか述べていく。詳細は後記のとおりであるが、これら3つのアプローチは実際のあてはめの場面ではほとんど差がなくなる。特に、立証命題の再構築の観点からのアプローチと証明度軽減の法理からのアプローチは実際上同じである。

2 「震源を特定せず策定する地震動」に関する主張立証の現状

- (1) 新たな判断枠組みへのあてはめを行う前に「震源を特定せず策定する地震動」に関するこれまでの主張立証を整理する。なお、被告が新規制基準における「震源を特定せず策定する地震動」について主張立証を行っていないため、耐震設計審査指針の下での原告と被告の主張立証をもとに行う。
- (2) 「震源を特定せず策定する地震動」について

活断層が確認できない場所でも地震は起こりうる。原子力発電所の安全性を確保するためにはこのような地震も想定し対策を取らなければならない。この点について原告・被告間に争いはない。これは耐震設計審査指針や新規制基準でも認められ、「震源を特定せず策定する地震動」として対策が求められており、耐震設計審査指針では下記のように規定されていた。

震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し、…応答スペクトルを策定する。

(3) 原告の主張

これまで活断層が確認できない場所で起きた地震の最大のものは、①1927年の北丹後地震 ($M_j 7.3$)、②1995年の兵庫県南部地震 ($M_w 6.9$ 、 $M_j 7.3$)、③2000年の鳥取県西部地震 ($M_w 6.6$ 、 $M_j 7.3$) である。これらの地震が活断層の確認できない場所で起つたものであることは専門家からも指摘されている。

したがって、「震源を特定せず策定する地震動」では $M_j 7.3$ の地震を

想定し、上記①～③の地震の震源近傍における観測記録を参考にしなければならない。しかし、被告は、「震源を特定せず策定する地震動」においてMj 7. 3の地震を検討対象とはしておらず、活断層が確認できない場所で起こる地震への対策は不十分である。

(4) 被告の主張

被告は、「震源を策定する地震動」において加藤ほか（2004）で策定された応答スペクトル（加藤スペクトル）を参考とした。加藤スペクトルの内容は以下のとおりである。

- ・ Mw 6. 5 (Mj 6. 8) 以上の地震では地表地震断層が出現する。逆に Mw 6. 5 (Mj 6. 8) 未満の地震では地表地震断層は出現しない。
- ・ 「震源と活断層が関連づけることが困難な内陸地殻内地震」とはMw 6. 5 (Mj 6. 8) 未満の地震である。
- ・ Mw 6. 5 (Mj 6. 8) 未満の 9 地震 12 地点の 15 の観測記録をもとに応答スペクトルを策定した。

加藤スペクトルを参考にした「震源を特定せず策定する地震動」が耐震設計審査指針に適合していることは原子力安全委員会によって確認されている。

したがって、活断層が確認できない場所で起こる地震の対策は十分であり、志賀原発の安全性は確保されている。

(5) 爭点

「震源を特定せず策定する地震動」における争点は、活断層が確認できない場所で起こる地震としてどれほどの規模の地震を想定すべきかという点である。より具体的に言えば、活断層が確認できない場所でMw 6. 5 (Mj 6. 8) 以上の地震が起こりうるか否かというものである。

3 新たな枠組みへのあてはめ

伊方最高裁判決からのアプローチによれば、被告は志賀原発の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠、資料にもとづき主張立証を行わなければ

ばならない。ここでいう「安全性に欠ける点がないこと」とは、国の定めた基準に適合するとの事実では足りず、志賀原発の危険性に対する原告の主張を排除する特段の合理性が必要である。

「震源を特定せず策定する地震動」について被告が主張立証しなければならないのは、①「震源を特定せず策定した地震動」で検討すべき地震がMw 6.5 (Mj 6.8) 未満であることの相当な根拠、及び②原告が指摘した北丹後地震、兵庫県南部地震及び鳥取県西部地震を検討対象としないことについての特段の合理性（科学的根拠がない、確立した理論との矛盾など）である。仮にMw 6.5 (Mj 6.8) 未満の地震のみを検討することにそれなりの合理性が認められたとしても、上記3地震を検討対象から外す積極的かつ説得的な根拠が示されない場合には、被告の「震源を特定せず策定する地震動」では安全性が確保されておらず、原告らの人格権ないし環境権が侵害される具体的危険性が認められる。

証明度軽減の法理からのアプローチで検討した場合にも、原発訴訟においては、①事実の証明の困難性、②証明困難による著しい不正義の発生、③代替的立証手法の不存在の前記3要件をみたし、かつ、①②要件の顕著性も認められるから、証拠の優越に至らない場合であったとしても、人格権侵害の「具体的危険の合理的可能性」が証拠によって認められる場合には、人格権ないし環境権侵害の具体的危険性が立証されたことになる。この結論は、立証命題の再構築の観点からのアプローチとほぼ同義と言ってよい。原告は過去の活断層が確認できない場所で起きた地震として上記3地震が該当すると主張し、裏付けとなる専門家からの意見も挙げているのであるから、被告から十分な反証がないかぎり原告の人格権ないし環境権が侵害される具体的危険の合理的可能性が認められ、人格権ないし環境権侵害の具体的危険性が立証されたことになる。

4 以上みてきたとおり、いずれの判断枠組みも実際の適用場面ではほとんど変わらない。

このように、アプローチの仕方を変えてもほぼ同様の結論に至ることは、原告らが主張する、るべき新たな司法判断の枠組みが、証拠の偏在、科学的不確実性、公平の原則、誤判リスクの分配及び福島第一原発事故後の社会情勢のいずれの観点から見ても極めて合理的な判断枠組みであり、司法への信頼を確保するために極めて有用な解釈であることを物語っている。

第5 むすび

以上が、福島第一原発事故後のあるべき新たな司法判断の枠組みである。

既に述べてきたとおり、原告らの主張は、伊方最高裁判決の趣旨や枠組みを基本として、福島第一原発事故後の社会的・法的要請に最大限合致するよう、同最高裁判決が積み残した部分に具体的な内容を盛り込み、「中身」を明確化したものである。そこで明確化された判断枠組みは、証明度軽減の法理又は立証命題の再構築という別の観点からのアプローチとも実際の適用場面ではほとんど変わらない。

言うまでもなく、原発の裁判は科学の当否を判断する場ではなく、科学の現状を前提に（不確実のものは不確実なものであることを前提に）、司法が自らの判断を示す場である。

原告らが本準備書面で主張している「るべき新たな司法判断の枠組み」は、証拠の偏在、科学的不確実性、公平の原則、誤判リスクの分配、福島第一原発事故後の社会情勢等のあらゆる観点から見て極めて合理的な判断枠組みであり司法が自らの判断を示す上で、最も適した判断枠組みである。

裁判所は、原告らの主張するこの「るべき新たな司法判断の枠組み」に沿って、司法自らの判断で、本件差止請求を認容する判決をするべきである。

以上